

市からの お知らせ

主催者
日時・期間
対象・定員
場所・会場
講師
費用(記載のないものは無料)
持ち物
申込方法 問い合わせ
保育 保育あり
手話 手話または要約筆記あり
(下欄※参照)

申し込み記入例



あて先は
各記事の申込先へ
住所の記載がないものは
〒181-8555
三鷹市役所〇〇課へ
往復はがきの場合は
返信用にも住所・氏名を
記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)



お知らせ

宝くじの助成金で井口コミュニティセンターの備品を購入しました

西部地区住民協議会は、(一財)自治総合センターのコミュニティ助成事業による宝くじの助成金を活用し、プールクリーナー、プールコースロープ、脚折りたたみ式テーブル、スツール、冷蔵庫、スチールロッカー、音響機器、CDラジカセを購入しました。同事業は、コミュニティ活動の促進と健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報を目的として実施されています。

☎コミュニティ文化課☎内線2516

住居表示の届け出をお願いします

新築や建て替え、出入り口を変更したときは住居表示新築届出が、共同住宅など建物の名称を変更するときは物件名称変更届出が必要です。届け出がないと、正しい住所が確定せず、転入・転居、印鑑登録などの手続きができませんのでご注意ください。

☎市民課(市役所1階2番窓口)へ

☎同課☎内線2323

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が平成29年1月1日に改正されます

◆主な改正点

・介護休業は対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として取得が可能

- ・介護休暇は半日単位での取得が可能
- ・有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件を緩和
- ・子どもの看護休暇は半日単位での取得が可能

・現行の、事業主による妊娠、出産、育児休業、介護休業などを理由とする不利益扱いの禁止に加え、上司や同僚からの嫌がらせなどを防止する措置を講じることが事業主に義務付けられる。

☎東京労働局雇用環境・均等部指導課☎03-3512-1611

10月15日(土)～21日(金)は違反建築防止週間

新築・増築・改築時に必要な確認申請をせずに工事を行うと、違反建築物として、建築主には是正義務が生じ、是正措置に多くの時間と費用が掛かります。工事の際は、事前に建築指導課(第二庁舎1階)へご相談ください。

☎同課☎内線2827

三鷹都市計画生産緑地地区の都市計画変更案の縦覧と意見書の受付

◆縦覧

☎10月19日(水)～11月1日(火)

☎都市計画課(市役所5階54番窓口)

◆意見書の提出

☎11月1日(必着)までに意見と必要事項(上記参照)を「〒181-8555都市計画課」・☎toshikeikaku@city.mitaka.tokyo.jpへ

☎同課☎内線2815

11月1日(火)～7日(月)は喫煙マナーアップ週間

◆喫煙マナーアップキャンペーン

呼び掛けと啓発用ティッシュの配布。

☎11月4日(金)午後5時～6時、11日(金)午前7時30分～8時30分(雨天決行)

☎所三鷹駅周辺

◆キャンペーンのボランティア募集

☎10月21日(金)までに必要事項(上記参照)・参加希望日をごみ対策課☎内線2533・☎FAX47-5196・☎gomi@city.mitaka.tokyo.jpへ

☎同課☎内線2533

三鷹消防署 防火のつどい

☎11月9日(水)①火災予防業務協力者等表彰式＝午後1時から、②火災予防寄席＝2時から

☎人250人

☎所芸術文化センター星のホール

☎①当日会場へ、②同署☎47-0119へ(先着制)

☎同署☎47-0119

男女平等参画の活動や交流に三鷹市女性交流室をご利用ください

☎月～土曜日午前10時～午後9時50分(祝日、年末年始を除く)

☎人在学・在勤を含む市民、または市民を主な構成員とする団体

☎所同室(下連雀3-30-12中央通りタウンプラザ(公財)三鷹国際交流協会内)

☎利用日の前日までに同協会☎43-78

12へ

☎企画経営課☎内線2115



税金

事業主のみなさんへ

平成29年度から個人住民税は特別徴収で納入を

都内全市区町村では、29年度から、原則として全ての事業主に従業員の個人住民税を特別徴収で納めていただくこととなります。特別徴収とは、事業主(給与支払者)が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、納入する制度です。

☎東京都主税局徴収部個人都民税対策課☎03-5388-3046(取り組みについて)、市市民税課☎内線2348(手続きについて)

家屋調査にご協力ください

平成29年度固定資産税・都市計画税の課税のため、家屋の現況調査を行っています。今年1月2日以降に新築・増改築した家屋は、事前に連絡のうえ、市職員(固定資産評価補助員)が間取りの確認などに伺います。

※取り壊した家屋があるときは、法務局(登記所)への届け出とともに、資産税課へもご連絡ください。

☎同課☎内線2364

「平成28年度臨時福祉給付金」「障害・遺族年金受給者向け給付金」の申請はお済みですか

—申請期限は29年1月31日(火)(消印有効)です—

支給対象となる可能性のある方には、申請書を世帯主宛てに送付していますので、支給要件を確認のうえ、早めにご提出ください。

① 平成28年度臨時福祉給付金

支給対象 28年1月1日(基準日)時点で三鷹市に住民登録がある方で、次の全てに該当する方

- ・28年度住民税(均等割)が課税されていない
- ・28年度住民税(均等割)課税者に扶養されていない(控除対象配偶者、配偶者特別控除を受けている配偶者、扶養親族、事業専従者でない)
- ・生活保護などを受給していない

支給額 1人3,000円(1回限り)

② 障害・遺族年金受給者向け給付金

支給対象 次の全てに該当する方

- ・①の支給対象者である
- ・28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している
- ・「高齢者向け給付金」を受給していない

支給額 1人30,000円(1回限り)

☎三鷹市臨時福祉給付金コールセンター☎44-3102
(29年1月31日までの平日午前9時～午後5時)



同コールセンターへの電話のかけ間違いが多発しています。電話の際は番号をいま一度確認のうえ、かけ間違いにご注意ください。

参加者・傍聴者 募集

第80回 市長と語り合う会

三鷹市内に単身でお住まいの方と
三鷹市について語る

☎秘書広報課秘書係☎内線2011

☎11月18日(金)午後7時～8時30分

☎市内に単身で住む30～49歳(11月1日現在)の方10人、傍聴者＝在学・在勤を含む市民3人
☎所市長公室(市役所3階)

☎10月31日(月)(必着)までにはがき・電子メールで「第80回市長と語り合う会参加(または傍聴)希望」・必要事項(上記参照)・参加者は語り合いたい内容を「〒181-8555秘書広報課秘書係」・☎hisho@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)

※この会の内容要旨は、匿名で市ホームページに公開します。

「みる・みる・三鷹」 放送時間一部変更のお知らせ

☎(株)ジェイコム武蔵野三鷹☎76-2208、市秘書広報課☎内線2133

J:COMチャンネル武蔵野・三鷹(地デジ11チャンネル)で放送している三鷹市テレビ広報「みる・みる・三鷹」は、「平成28年度秋季東京都高等学校野球大会・本大会」中継のため、11月3日(祝)・6日(日)～9日(水)の放送時間を一部変更します。

通常の放送時間 9:00 12:30 20:00 23:30

11月3・6～9日の放送時間 9:00 19:00 20:00 23:30

※同大会が雨天などで中止の場合は、12:30にも放送します。